

# 「最低賃金レートについての労働省布告」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

## 最低賃金レートについての労働省布告

賃金委員会は、被雇用者の賃金レートに係る事実関係を、基本最低賃金レートの制定における方向性に基づいたその他の事実関係、及び法律が定めた最低賃金レートも含めて研究、審議し、仏暦二五四五年〔西暦二〇〇二年〕一月一八日に、いくつかの県で最低賃金レートを改定することを決定した。

仏暦二五四一年労働保護法の第六条、第七九条、第八八条の内容に基づく権限により、労働省は以下について布告する。

### 第一項

仏暦二五四四年一月二日付けの最低賃金についての労働・社会福祉省布告(第二号)、及び仏暦二五四五年六月一八日付けの最低賃金についての労働・社会福祉省布告(第三号)を廃止する。

### 第二項

基本最低賃金レートを一日当たり一三三バーツと定める。

### 第三項

バンコク都、ナコンパトム県、パトゥムタニ県、サムットプラカン県の最低賃金を一日一六九バーツと定める。

### 第四項

ブーケット県の最低賃金を一日一六八バーツと定める。

### 第五項

ノンタブリ県の最低賃金を一日一六七バーツと定める。

### 第六項

サムットサーコン県の最低賃金を一日一六五バーツと定める。

### 第七項

チョンブリ県の最低賃金を一日一五〇バーツと定める。

### 第八項

サラブリ県の最低賃金を一日一四八バーツと定める。

### 第九項

ナコンラチャシマ県の最低賃金を一日一四五バーツと定める。

第一〇項

チェンマイ県、パンガー県、ラノン県の最低賃金を一日一四三バーツと定める。

第一一項

ラヨン県の最低賃金を一日一四一バーツと定める。

第一二項

アユタヤ県の最低賃金を一日一三九バーツと定める。

第一三項

クラビ県、アントン県の最低賃金を一日一三八バーツと定める。

第一四項

チャチュンサオ県、ラムブーン県、スコタイ県の最低賃金を一日一三七バーツと定める。

第一五項

コンケン県、プリラム県、ペチャブリ県の最低賃金を一日一三六バーツと定める。

第一六項

カンチャナブリ県、ガラシン県、カムペンペット県、チャンタブリ県、チュムポーン県、チャイナート県、トラート県、ナコンパノム県、ナラティワート県、プラチンブリ県、ベチャブーン県、ラーチャブリ県、ソンクラーム県、シンブリ県、スラータニ県、ノンブアラムブー県、ウタイタニ県の最低賃金を一日一三五バーツと定める。

第一七項

ナコンナヨック県の最低賃金を一日一三四バーツと定める。

第一八項

チェンライ県、チャイヤブーム県、トラン県、ターク県、ナコンシタマラート県、ナコンサワン県、ナーン県、プラチュアブキリカン県、パッタニ県、パヤオ県、ピッサヌローク県、ピチット県、プレー県、パツルン県、マハーサラカム県、ムクダハーン県、メーホンソーン県、ヤラー県、ヤソートン県、ロイエット県、ロップリ県、ルーイ県、ラムパーン県、シーサケート県、サコンナコン県、サトゥーン県、サムットソンクラーム県、サケーオ県、スパンブリ県、スリン県、ノンカイ県、ウドンタニ県、ウタラディット県、ウボンラチャタニ県、アムナートジャルン県の最低賃金を一日一三三バーツと定める。

第一九項

第二項から第八項にかけての「日」とは、使用者が被雇用者をして通常の勤務時間より少ない時間働かせたとしても、以下の勤務時間を超過しないところの被雇用者の通常の勤務時間を意味する。

(一) 仏暦二五四一年労働保護法に基づき制定された省令第二号(仏暦二五四一年)で定められた被雇用者の健康及び安全性に危険な仕事の場合は七時間

(二) それ以外の仕事の場合は八時間

\* 編集部注 / (一)に該当する職種は、 地下、水中、洞窟内、トンネル内、または空気のよどんだ中での作業 放射能に係る作業 金属溶接作業 危険物運搬作業 危険化学物質の製造作業 危険となりうる振動を伴う道具、機械を使う作業 危険性のある高温、低温を伴う作業。

第二〇項

使用者が被雇用者に最低賃金レートを下回る賃金を支払うことを禁じる。

第二一項

本労働省布告は仏暦二五四六年〔西暦二〇〇三年〕一月一日より施行する。

仏暦二五四五年一二月二三日布告

(おわり)